

執筆者自身による論文等の転載について

本学会の投稿規定においては、論文等の著作権は学会に譲渡されるものとされています。この場合でも、著者自身による利用は一定の範囲で認められております。本細則は、著作権の保護、著作者の権利の保護、学術情報の利用の促進などの観点から総合的に検討した結果、著者自身による公表を認める方針を規定しています。

ただし、あくまで著者自身による転載、または、著者の所属機関の機関レポジトリへの転載を対象とする規定であり、第三者による複製等を認めるものではありません。また、本学会が対象とする分野の学術研究活動や教育活動の促進をその主眼とするものであることは言うまでもありません。趣旨をご理解いただき、学会活動の一層の進展のために役立ててください。

「研究 技術 計画」「年次学術大会講演要旨集」掲載論文等の転載に係る細則

研究・イノベーション学会 編集理事会・編集委員会

令和二年 7 月 1 日改定（1999 年 8 月 31 日制定）

（目的）

1. 会誌「研究 技術 計画」に掲載または掲載予定の論文等の著作物、および、「年次学術大会講演要旨集」に掲載または掲載予定の講演要旨（以下、論文等）の、それぞれ全部または一部を、その著者が他の刊行物、インターネットのホームページ等に転載する場合は、以下の方針にしたがうものとします。

（基本の方針）

2. 著者は、学術研究活動や教育活動の促進を目的とする限り、論文等の全部または一部を他の刊行物、インターネットのホームページ、機関レポジトリ（大学とその構成員が創造したデジタル資料の管理や発信を行うため、大学がそのコミュニティの構成員に提供する一連のサービス）等に、転載された著作物に出典を明記のうえ、転載することができます。採録された会誌または要旨集の発行後 1 年が経過したものは、著者は学会の許諾を得ることなく転載する事ができます。発行後 1 年未満の場合、著者は編集委員会に申し出を行ってください。

（論文等の範囲）

3. この規定は、会誌「研究 技術 計画」に掲載または掲載予定の著作物、および、「年次学術大会講演要旨集」に掲載または掲載予定の著作物のうち、執筆者名の付されたものすべてを対象とします。ただし、著作権が本学会に属さないものについては対象外とします。

(申し出)

4. 著者は、会長あてに転載の申し出をしてください。申し出は別紙様式に準じて書面で行ってください。申し出は、投稿原稿の場合には掲載決定後、依頼原稿の場合には著者校正後に、行ってください。ただし、転載先が印刷物である場合は、掲載号の発行後に申し出を行ってください。

(了承)

5. 著者等から転載の申し出があった場合、会長から著者に対して、了承する旨の回答を通知します。ただし、検討すべき事項がある場合には、編集委員会において討議した上で回答するものとします。

(出典の明示)

6. 著作物を転載する場合には、その出典を明示してください。その際、会誌名称等は以下のように記してください。

日本語表記の場合

「研究 技術 計画」「研究・イノベーション学会年次学術大会講演要旨集」

英語表記の場合

"Journal of Science Policy and Research Management" (省略記法) J. SPRM
"Proceedings of the Annual Conference of the Japan Society for Research Policy and Innovation Management" (省略記法) Proc. JSRPIM

なお、掲載または掲載予定の巻号頁を決定されている範囲で付してください。

[例] 飯沼光夫, 技術構造の変容と技術人材へのニーズ, 研究 技術 計画, 4(1), 6(1989)
J. S. Yongue, Research Culture in the Pharmaceutical Industry, J. SPRM, 8(3/4), 239(1993)

(著者の責任)

7. 転載に伴って著作権に関して紛議が生じた場合、著者の責任において対処してください。とくに、複数著者による著作物の場合や特定の組織やグループを代表して執筆した著作物の場合には、事前に十分な調整を行った上で、転載の申し出を行ってください。

(適用)

8. 本規定は、委員会決定以降に転載を行う場合に適用します。ただし、著者が希望する場合には過去に行われた転載についても、改めて本規定を適用できるものとします。